

平成 2 8 年 第 6 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 8 年 9 月 1 4 日（水）午後 2 時 2 8 分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 9 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 1 認定第 1 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 2 認定第 2 号 平成 2 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 認定第 3 号 平成 2 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 4 認定第 4 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 5 認定第 5 号 平成 2 7 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 6 認定第 6 号 平成 2 7 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
出決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 7 認定第 7 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 8 認定第 8 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 9 発委第 1 号 遠軽町議会基本条例の一部改正について
- 日程第 5 0 請願第 1 号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」

《平成 2 8 年 9 月 1 4 日》

- (付託案件) を町長へ提言することを求める請願書
(総務・文教常任委員会審査報告、平成28年第4回定例会付託)
- 日程第51 請願第2号 「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める
(付託案件) 意見書」の提出を求める請願書
(総務・文教常任委員会審査報告、平成28年第4回定例会付託)
- 日程第52 意見案第1号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
- 日程第53 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第54 意見案第3号 無年金者対策の推進を求める意見書
- 日程第55 意見案第4号 同一労働同一賃金の実現を求める意見書
- 日程第56 意見案第5号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 日程第57 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第58 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

◎出席議員（16名）

| | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 杉本信一君 |
| | 1番 | 今村則康君 | 2番 | 岩上孝義君 |
| | 3番 | 佐藤昇君 | 4番 | 稲場仁子君 |
| | 5番 | 奥田稔君 | 7番 | 黒坂貴行君 |
| | 9番 | 岩澤武征君 | 10番 | 阿部君枝君 |
| | 11番 | 山谷敬二君 | 12番 | 松田良一君 |
| | 13番 | 竹中裕志君 | 14番 | 秋元直樹君 |
| | 15番 | 高橋義詔君 | 16番 | 一宮龍彦君 |

◎欠席議員（0名）

◎列席者

| | | | |
|--------|--------|--------------|-------|
| 町長 | 佐々木修一君 | 教育委員会 委員長 | 新山史賢君 |
| 代表監査委員 | 村瀬光明君 | | |

◎説明員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 副町長 | 広井澄夫君 | 総務部長 | 加藤俊之君 |
|-----|-------|------|-------|

《平成28年9月14日》

| | | | |
|-------------|-------|-------------|--------|
| 民生部長 | 松橋行雄君 | 経済部長 | 鈴木光男君 |
| 経済部技監 | 内野清一君 | 総務課長 | 舟木淳次君 |
| 情報管財課長 | 鈴木浩君 | 企画課長 | 佐藤祐治君 |
| 財政課長 | 大堀聡君 | ジオパーク推進課長 | 鴻上栄治君 |
| 保健福祉課長 | 小谷英充君 | 住民生活課長 | 小野寺正彦君 |
| 税務課長 | 会津靖朗君 | 子育て支援課長 | 菊地隆君 |
| 農政林務課長 | 澤口浩幸君 | 商工観光課長 | 伊藤雅彦君 |
| 建設課長 | 金沢一彦君 | 水道課長 | 久保英之君 |
| 生田原総合支所長 | 平間敏春君 | 丸瀬布総合支所長 | 只野博之君 |
| 白滝総合支所長 | 村上裕和君 | 会計管理者 | 荒井正教君 |
| 生田原総合支所産業課長 | 大辻祐一君 | 丸瀬布総合支所産業課長 | 増田真一君 |
| 白滝総合支所産業課長 | 加藤雅史君 | 教育長 | 河原英男君 |
| 教育部長 | 小野寺健君 | 総務課長 | 大貫雅英君 |
| 社会教育課長 | 堀嶋英俊君 | 図書館長 | 門脇和仁君 |
| 監査委員事務局長 | 伯谷和昭君 | 選挙管理委員会事務局長 | 伯谷和昭君 |
| 農業委員会事務局長 | 河本伸二君 | | |

◎議会事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 安江陽一郎君 | 事務局主幹 | 渡邊亮司君 |
| 庶務・議事担当係長 | 小玉美紀子君 | | |

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、秋元議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第39 議案第15号及び日程第40 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第39 議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、日程第40 議案第16号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億152万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億4,913万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に3億152万7,000円を追加し、総額を9億5,588万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計173億4,760万5,000円に3億152万7,000

0円を追加し、総額を176億4,913万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に3億152万7,000円を追加し、総額を4億6,508万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計173億4,760万5,000円に3億152万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の176億4,913万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業3億152万7,000円につきましては、台風による災害対応、復旧に係る経費として、流木処理に係る手数料113万4,000円、上支湧別幹線更生橋外1件災害復旧調査設計業務委託料1,200万円、機械借上料801万5,000円、中央幹線排水路災害復旧工事220万円、平和山公園法面災害復旧工事120万円、いこいの森キャンプサイト災害復旧工事350万円、いこいの森給排水設備災害復旧工事1,250万円、八重9号線八重9号線橋災害復旧工事2,700万円、生田原八重線災害復旧工事3,500万円、武利環状線武利橋災害復旧工事8,000万円、上武利川向線災害復旧工事1,100万円、上支湧別幹線更生橋災害復旧工事2,100万円、上支湧別幹線10線橋災害復旧工事3,000万円、えんがるパークゴルフ場災害復旧工事1,906万2,000円、丸瀬布総合スポーツ公園災害復旧工事3,380万4,000円、土のう袋、山砂利、ふとんかごなどの原材料費360万6,000円、生田原河畔公園パークゴルフ場の防球ネットなどの備品購入費50万6,000円を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3億152万7,000円の追加です。

なお、災害復旧費用につきましては、補助事業や起債を活用できるよう認定に向けて協議を進めてまいりますので、財源につきましては、協議が調った後に予算を補正したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 続きまして、赤番12、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）に関する資料につきまして御説明を申し上げたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。災害復旧事業といたしまして予算を計上している中で、災害復旧工事12本に係る地域名、工事名、被害状況を記入してございます。

2ページからにつきましては、地域ごとの工事箇所の位置図になりますので、後ほどお

《平成28年9月14日》

目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、簡単ですが、資料の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第16号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、平成28年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

支出につきまして、第1款水道事業費用第1項営業費用に680万4,000円を追加し、総額を5億1,329万2,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算（第2号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費24節工事請負費680万4,000円の追加は、丸瀬布簡易水道の予備水源として丸瀬布川から取水する施設の護岸ブロックが、8月17日からの台風による河川の増水により破損したため、復旧工事を行うものであります。

なお、赤番13、平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）に関する資料において、丸瀬布簡易水道施設復旧工事の位置図及び詳細図を記載しておりますので、お目通し願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第15号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算（第2号）明細により行います。

収益的収入及び支出の支出、5ページ。

《平成28年9月14日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第41 認定第1号から日程第48 認定第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第41 認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第42 認定第2号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第43 認定第3号平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第44 認定第4号平成27年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第45 認定第5号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第46 認定第6号平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第47 認定第7号平成27年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第48 認定第8号平成27年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定8件について、委員長の報告を求めます。

松田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(松田良一君) ー登壇ー

平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成28年第6回遠軽町議会定例会におきまして本委員会に付託されました、認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号平成27年度遠軽町下水

道事業会計決算認定までの8件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月7日に設置し、議会会期中の9月7日から13日までの間、5日にわたり決算審査を実施したところでございます。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明など御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対して、厚くお礼申し上げる次第でございます。

平成27年度の各会計歳入歳出決算認定8件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり、指摘事項の意見を付して認定することに決定したところであります。

それでは、各会計決算審査の結果について報告いたします。

まず、認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御報告いたします。

町税等について。

町税の調定額は23億3,031万円で、収納率は90.4%、対前年度比0.1ポイント減、収入未済額は2億2,407万3,000円となっております。健全財政を進める上から、一層の収納率向上に努めるべきであります。また、歳入合計の収入未済額については前年度より376万5,000円増加している。そのうち使用料及び手数料については、対前年度比237万9,000円の増となっていることから、さらに収納努力すべきである。

続きまして、奨学資金貸付制度についてであります。

貸付基金償還状況は、前年度と比較して未償還額で55万7,000円増加し、償還率63.1%と、1.5ポイント減少している状況であります。償還率の低下は奨学資金貸付原資の減少につながり、今後の運用に支障を来すこととなります。よって、償還率を高めるよう努めるべきであります。

次に、認定第2号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

国民健康保険税について。

国民健康保険税の調定額は4億8,506万8,000円で、収納率は82.0%、対前年度比1.2ポイント増、収入未済額は8,608万7,000円となっております。収入未済額は前年度より減少していますが、保険財政の健全化を図るため、さらなる収納率向上に努めるべきであります。

次に、認定第7号平成27年度遠軽町水道事業会計決算認定について報告いたします。

水道料金の収入未済額は毎年増加傾向となっている。今後とも収入未済額の増加がさらに懸念されることから、収納強化に努めるべきであります。

次に、全般的事項について報告いたします。

主要な施策の成果説明書について。

予備費及び流用増減については、流用元、流用先、金額等を掲載し、より理解しやすく

すべきであります。

平成27年度遠軽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書についてであります。

当該意見書の第5における五つにわたる指摘事項については、全体の共通認識として受け止め、関係法令等を遵守するとともに、改善に向け取り組むべきであります。

なお、口頭報告とすべきものとして、次のとおりです。

決算書類については、前年度指摘した事項についての事務改善は認められるものの、より見やすくするために、決算書のページを主要な施策の成果説明に明記すべきであります。

以上で、平成27年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定8件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成27年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第49 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第49 発委第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義昭君） ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会基本条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、当委員会における議会基本条例の検証に基づき、条例の一部を改正するため、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会基本条例の一部を次のとおり改正する。

別紙の内容を省略しまして、次のページ、遠軽町議会基本条例新旧対照表により御説明いたします。

第7条は、町民参加及び町民との協働に関する規定でありまして、第7項中、「年1回

以上」を「必要に応じて」に改めるものです。

第8条は、町長等と議会及び議員の関係に関する規定でありまして、第4項を削り、第5項を第4項とするものです。

第10条は、見出し中、政策説明資料の「作成」を政策説明資料の「要求」に改めるものです。

第11条は、議決事件に関する規定でありまして、次の4号を加えるものです。第7号、遠軽町都市計画マスタープランに関すること。第8号、遠軽町住生活基本計画に関すること。第9号、遠軽町地域福祉計画に関すること。第10号、遠軽町公共施設等総合管理計画に関すること。

第12条は、議会費の確立に関する規定でありまして、第1項中、「議会費について、」を削り、「議会活動費」を「議会費」に改めるものです。

第18条は、附属機関の設置に関する規定でありまして、第1項中、「議会活動及び」を削るものです。

第19条は、議会事務局の体制整備に関する規定でありまして、条中、議会事務局「の調査及び」を議会事務局「における」に改めるものです。

第24条は、見出し中、議会及び議員の「責務」を議会及び議員の「責任」に改め、同条中、「果たす」を「果たさなければならない」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 第7条の、年1回以上開催を、必要に応じて開催ということに変更するということになっていますが、この必要に応じてというのは、いつ、誰が、どのように判断するのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） これは、議会報告会もここ4年を迎える現在にありまして、さまざまな問題があります、参加者の問題ですとか、参加者数の低下ですとか、あるということで、これに対して、どういうふうにすると、効率のいいというか、本来の目的を果たせる議会報告会ができるかということを経験しながら進めているところなのですよね。それで、当然、町民の皆様に意見を聞いたり説明をしなければいけない時期というのは、議員それぞれが感じるものだと思うのです。その場合に、私どもがみずから判断をして、議会運営委員会の中で開催時期を決定していきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 議運の中で検討されるということなのですが、その際に、例えば議員からの要請とか、町民からの声とか、そういうことをきちんと受け止めるという用意

はあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） 当然、議員それぞれ支持者もいる中で、議員間の交流もあるわけですから、そういった声がある場合には、当然として議会運営委員会の中で検討されるべきものであるというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 第8条4項、議員は、二元代表制の充実と、これを全てカットするということだったですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） 今までもそういった諮問機関的なものに議員が入れないということで、何というのですか、そういった諮問機関に議員が入っていったほうが、仮に諮問会議だとすると、諮問会議の内容がよくわかりますし、そういった中に我々の意見も反映できるということで、議論が深められるというようなことと思ひまして、今回そのようなことで削除しております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員、質疑3回までだから。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第50 請願第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第50 請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書を議題といたします。

平成28年第4回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） ー登壇ー

平成28年第4回遠軽町議会定例会において本常任委員会に付託されました請願書について、審査した結果を次のとおり報告いたします。

付議された事件は、「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書であります。

審議の結果は、不採択にすべきものと決定したところであります。

《平成28年9月14日》

審査の経過につきましては、委員会審査を平成28年6月30日、7月20日、8月19日、同月26日に行ったところであります。

審査に当たっては、紹介議員である岩澤議員から説明を受けた後、質疑を行いました。その後、各委員の討論を経ましたが、討論の内容として不採択とすべきものとして一致していることから、表決を行いまして、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

討論の内容としましては、いろいろな御意見がありました。報告書の別紙、不採択とすべきものと決定した理由として、安全保障関連法については、平成27年9月に成立し、国において国際協力、支援等のもと進められていることから、その活動に対して遠軽町議会が判断することはなじまないの、町村の権限外であるとまとめたところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 紹介議員の責任もありますので、質問をしたいと思います。

まず、不採択の理由なのですが、結局は、国のやることだから、まちは権限外という理由は、私にはちょっと理解できません。国が進めている事柄に対しては、地方議会が意見を言えないというふうな判断なのでしょうか。また、3月議会において、遠軽町民である自衛隊員の命を守るという請願の本旨については大いに賛同するとして総務・文教常任委員会の見解は今も変わっていないのでしょうか。この2点をお尋ねします。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 岩澤議員の質問にお答えします。

まずは、国の問題というお話でございますね。それにつきましては、外交問題、とりわけ所掌事務がありまして、国の事務所掌の部分、都道府県の事務所掌の部分、地方議会の所掌部分がありまして、そんな話になりますと、議員必携のほうも岩澤議員見ておられると思いますので、実質は、そういう話になりますと、国会議員とか都道府県議会議員が要らないというお話になるという見解でございます。

もう1点は、何でございましたか。岩澤議員。（「自衛隊員の命を守るという趣旨には大いに賛同するという前の見解があった、それは変わらないかどうか」と呼ぶ者あり）

その見解については変わりはありませんが、岩澤議員の一般質問も今回もございましたが、身分が特別国家公務員でございますし、管理部分は国がやっていることでございますので、そこまで地方議会が入れるところはないという見解でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 3月議会の委員長報告での不採択の理由は、議会は任意団体である自衛隊存置期成会の構成団体の一つであることから、提言はそぐわないということでした。私は、そもそも、議会が民間の任意団体の構成員であることに問題があると思うの

ですが、これについてはいかがでしょうか。また、議会が期成会の構成団体であるならば、議会を代表して副会長となっている議長は、全議員に期成会の活動についての意見を述べる機会を持って、議会としての意見集約を行って、期成会の会議に出席して意見を反映させることが構成団体としての責任ではないでしょうか。この点について、委員会での議論はあったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） お答えします。

今、岩澤議員から質問された部分は、大きくはございませんでしたが、構成団体の中身につきましては、私が3月に答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 最後になりますが、今後の請願及び陳情の審査のあり方にも関係すると思いますので質問しますが、今回の審査では、不採択とすべきとする意見の一つに、町長への提言は議会を通すのではなく、9条の会が直接町長との対話をとるべきではないかという意見があったようですが、これは、遠軽町議会基本条例第7条4項の請願及び陳情を議会が見逃していた事案と考え、町民からの政策提案と位置付けるという逐条解説の趣旨とはちょっと違っているというふうに思われるし、これでは、今後、町民から請願などは出しづらくなるのではないかというふうに考えるのですが、この点についての委員会での議論はあったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 岩澤議員の質問にお答えします。

まずは、委員会の中でも、9条の会でございますが、町長とコミュニケーションをとられてもいいのではないかという委員会の中の意見はございました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

まず、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

私は、「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ求める請願に対して賛成の立場から、また、この請願の審査にかかわる幾つかの論点について討論いたします。

3年前、私たち遠軽町議会は、議員として守らなければならないことなど、当たり前の

ことをまとめた遠軽町議会基本条例を議会における最高規範として策定し、町内全戸に保存版として配付をしたところ。その基本条例第7条4項では、請願及び陳情を議会が見逃していた事案と捉まえ、町民からの政策提案と位置付けるよう、逐条解説も加えています。しかし、先ほどの請願審査報告質疑では、遠軽町議会が判断することはなじまないため、権限外の一言でした。これでは町民の声が反映する地方議会としての責務を果たしていないのではないかと思います。議会は町民の願いを受け止め、その内容が国や政府が決めている方向と違っていても、それが国際的外交問題であっても、まちの公益のためであれば、きちんと議論をして、町長に提言し、国に意見書を提出する責務を持っていると思います。そもそも今回の請願が町長への提言となったのは、前回、存置期成会への提言では、議会が民間の任意団体にどうこう言う立場にないということなどの議論を通して不採択になったからです。しかし、期成会の会長は町長であり、施政執行方針で、自衛隊存置活動は期成会などの関係団体と連携し積極的に取り組むとしていますが、駆け付け警護から町民である自衛隊員の命を守る存置活動について、8日の私の質問には、まちとして国にどうこうせいと言う気持ちは私にはありませんとの見解を示されています。町民である自衛隊員の命を誰が守るかについて、今一度考えていただきたいと思います。自衛隊の皆さんは、どんなに不安があっても、言う立場にありませんと言うしかありません。このような町民の声なき声をしっかり受け止めて、全ての町民と同じように、遠軽町の若者である自衛隊員が命を落とさずに平和に暮らすことについて、議会も行政も知恵を出し合い、国に対して意見を上げることが、駐屯地のあるまちの責任であると考えます。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

以上です。（「議長、発言いいですか。議事進行。今、反対討論ではなく賛成討論ということで、発言されていますが、それに対する、今回の請願に対して反対の立場にいる私としては、ちょっと準備をしたいので、時間を暫時いただきたいのですが、いかがですか」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3時半まで暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時28分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

暫時休憩します。

午後 3時29分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

次に、請願の原案に反対者の発言を許します。

一宮議員。

《平成28年9月14日》

○16番（一宮龍彦君） 一登壇一

私は、3月の議会におきましても請願に対して反対という立場で討論をさせていただきました。このたびも同様に、委員長報告に対して賛成の立場でありますので、再度この場に立たせていただきます。

まず1点目の、町民である自衛隊員の命を守るということではありますが、前回も申し上げましたように、それは先ほどの話にもありましたように、大事なことでありますので、これについては、命を守る町民であるという部分については、何ら前回の討論と変化はございません。余計なことを言うかもしれませんが、3月の奥田議員との反対討論の中身と以降は同様でありますので、それについては割愛させていただきます。

2点目の駆け付け警護の件であります。これもまた前回と同様、国際協力のためということでは……。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員、駆け付け警護は第2号。

暫時休憩します。

午後 3時37分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 大変不慣れで失礼いたしました。先ほど言った割愛部分では、前回の3月議会のときの反対討論の書類を、再度、皆さん閲覧していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書を採択することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第51 請願第2号

《平成28年9月14日》

○議長（前田篤秀君） 日程第51 請願第2号「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

平成28年第4回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 一登壇一

平成28年第4回遠軽町議会定例会において本常任委員会に付託されました請願書について、審査した結果を次のとおり報告いたします。

付議された事件は、「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書であります。

審議の結果は、不採択にすべきものと決定したところであります。

審査の経過は、委員会審査を平成28年6月30日、7月21日、8月19日、同月26日に行ったところであります。

審査に当たっては、紹介議員である岩澤議員から説明を受けた後、質疑を行いました。その後、各委員の討論を経ましたが、不採択とすべきものが多数でありました。全会一致でないことから、再度の審議、討論を行う必要性について、その必要がないことを確認した後、表決を行い、多数で不採択すべきものと決定いたしました。

討論の内容としましては、いろいろな御意見がありましたが、報告書の別紙、不採択とすべきものとした決定した理由として、安全保障関連法については、平成27年9月に成立し、国において国際協力、支援等のもと進められていることから、その活動に対して自治体が判断することはなじまないもので、町村の権限外であるとまとめたところであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 委員長に1点だけお伺いします。

今の報告の中で、反対多数ということで不採択とすべきという報告がありましたけれども、賛成の立場での少数意見もあったと思うのですが、そこら辺のところも御報告いただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

何点か申し述べます。不採択とすべきものとした意見としましては、その内容につきましては本年3月における請願審査の内容と同様で、安全保障関連法は、国が国際平和協力のもとに進めている政策でございます、この請願を採択することは遠軽自衛隊の組織に対して命令するともとれ、今後の自衛隊存置活動に影響があるので反対であるという意見がございました。

《平成28年9月14日》

次に、採択すべきものとした意見としましては、自衛隊駐屯地のある自治体の中にも請願を出しているところがあるということでございます。また、遠軽町の自衛隊だけでなく、自衛隊員の命の危険が増すことが予想されるので採択すべきであるという意見の方が委員の中で1名おりました。

以上であります。多数により、不採択とすべきものと決定したところでございます。以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 私のほうからお尋ねしたいと思います。ただいまの委員長報告で、不採択とすべき理由として、自治体が判断することはなじまないため町村の権限外であると言われましたけれども、本当に権限外なのかどうか、どのように検証されたのか伺いたいと思います。と申しますのも、今回の請願理由に、2009年に北海道の自衛隊体制維持を求める意見書を遠軽町議会が提出した過去の事例を紹介して、議会の権限外であるという理由が成立しないのではないかと訴えています。委員会として、この見解に対してどのように審査をし判断されたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） それでは、岩澤議員の質問にお答えします。

スケジュール的には、1回目は岩澤議員の紹介議員の説明を聞いたところでございますので、わかっておられると思います。その後、質疑等を経まして自由討論と2回目、3回目は採択に当たっての自主的判断からの討論等をいたしました。そして4回目で表決に至ったところがスケジュール的なお話でございます。

今の御質問でございますが、まず一つは、総務省が出しております、昭和38年8月、それと昭和41年の3月に、やはり外交問題の意見の留意点ということがございまして、総務省が警告を出しているところがございます、御存じかと思えますけれども。そういうこともありまして、基本的に私たちがルールを守るべき議員必携の中にも、やっではないよというお話があるのと同じということで、賛成の方は1名おりましたけれども、全体的にそういうことを鑑みて不採択という形になったものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） このたび、権限外とされた自衛隊に関することだとか、外交問題を扱った問題が、意見書として過去に採択された事例がたくさんあります。資料としてお配りしたものをちょっと見ていただければわかると思いますが、今話した請願書の中にある2009年の自衛隊体制維持を求める意見書だとか、2010年には核拡散防止条約再検討会議に向けての核軍縮や不拡散外交へ強力に取り組めという意見書もありました。さらには、2013年、2014年にはTPP交渉に関する意見書などを提出して、この中では、特に国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題である

ということを政府に訴えました。このように、今回権限外と判断された外交問題でも、国民やまちの公益に関することであれば、町議会として採択をし、国に意見書を上げてきた事実がありますが、これらについては委員会としてどのように審議されたのでしょうか。それとも、これらの件については審議されなかったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 岩澤議員の質問にお答えします。

ただいま言われたのは、私、認識をいたしました。それで、今、過去のお話もございましたが、もちろん外交問題の意見で留意すべき事項とございますが、当該団体の利害関係よりも、誰もが反対できないような事件と、例えば今お話のありました核の問題ですね、そういうものとの次元は違うのです。委員会の中でも少しはお話出ていましたけれども、出せるものと出せないものの区別を委員会の中でははっきりさせたということがございます。

なお、多くの団体がというお話もございましたが、全国1,700市町村ほどございます、道内は179市町村でございますが、今回のことにつきましては、確かに全国で47市町村、それは基本的、前提的にだめだよというお話もありますけれども、慎重審議の中の訴え事項が多かったように私たちも総務・文教では認識しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 今の全国の話については、ちょっと違う問題だと思うのですが、議員必携では、公益に関するものとして認められる限り、議会は具体的にその町村における公益上の必要性の有無について自主的に判断し、慎重に取り扱うべきことは当然であると、こう記述されています。過去の意見書は、これを根拠にしたものだと思います。そこで、町民である自衛隊員の命を守るというまちの公益に対して、議会や自治体が判断することはなじまないためという今回の不採択の理由は、議員必携に示されている請願の扱いの趣旨に反することになると考えるのですが、この点での委員会での議論があればお聞かせをください。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 岩澤議員の質問にお答えします。

基本的に大変失礼と思いますが、岩澤議員と全体的に総務・文教常任委員会のメンバーにつきましては、基本的な考え方が違うということがございます。

あと、何でしたか、岩澤議員。（「今回の不採択、判断することはなじまないということは、議員必携に示されている請願の扱いとはちょっと反するのではないかということなのですが、その辺の議論はなかったのですか。特になかった……。」と呼ぶ者あり）

委員会の中で議論はしておりますけれども、大きな議論という形にはなっておりません。そのままルールを守ろうという形でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

まず、この請願の原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

私は、この請願に賛成の立場で討論をしたいと思います。

P K Oの駆け付け警護を行わないことを求める意見書提出が権限外であるはずがないことは、先ほどの質疑で明らかになったのではないのでしょうか。中でも、平成26年、T P P交渉に関する意見書では、T P Pは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは決して国益にかなうものではないと、まちの公益のみならず、国益にまで言及している意見書を提出しています。遠軽町議会がみずから提出していた意見書等の先例を無視して、今回の請願を権限外とした審査のあり方は改める必要があるのではないのでしょうか。

私は、P K O駆け付け警護という、自衛隊に加えられた新たな任務は、日本国憲法前文に示されている、我らは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するという願いに反すると考えています。恐怖とは、兵器による威嚇、対立、命の危険を前にした絶望を連想します。この文に続く、我らはいずれの国家も自国のことのみ専念して他国を無視してはならないというのは、1947年、日本国憲法が施行された後、文部省によって発行された教科書「あたらしい憲法のはなし」では、この前文について、世界中の国が戦をしないで仲よくやっていくことを国際平和主義と言いますと説明をしていたものです。

遠軽町の自衛隊存置活動は、日本国憲法を守り、海外で武器を使わない専守防衛を基本理念として、自衛隊員が町民として平和のうちに生存する権利を守ることを大切にしたいことを強く願って、本請願の採択に賛成の意を表明し、議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に反対者の発言を許します。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） ー登壇ー

私は、請願に対して反対の場で討論をさせていただきます。

今、駆け付け警護が検討されているアフリカ、南スーダンP K Oは、首都ジュバで幹線道路などのインフラ整備と避難民への給水活動等を行うものであります。駆け付け警護の

《平成28年9月14日》

任務の多くは、NGO団体、日本人文民、JICA、ジャーナリスト等ですけれども、また、難民を含む日本人以外の警護、救出が含まれています。政府は、駆け付け警護につきましても、安全に考慮し、慎重の上に慎重を期すため拙速な運用を避け、自衛隊隊員が一生懸命訓練をし、任務遂行のための能力を高めていく必要があるとしています。自衛隊員の生命と人権については、国が責任を持って守るのが必然であります。自衛隊の命と人権を守る責務を担っているのは、地方自治体ではなく国にあることから、遠軽町議会の権限には属しないと、そして権限外であると考えております。

また、当町における自衛隊の誘致、そして、先頭に立って存置活動に努めてこられた先人、先輩諸兄のこれまでの活動に水を差す、あるいは士気が下がる懸念があると私は考えております。

以上のことから、命と人権を守ること、駆け付け警護の任務、この任務は、自衛隊内の任務、それを取り下げるということは自治体の権限ではないため、反対といたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第2号「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第2号「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第52 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第52 意見案第1号JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） —登壇—

JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書につきまして、概要を一部読み上げて提案いたします。

JR三島会社は、経営安定基金の運用益や税制特例等により赤字補填を行う形で設立されましたが、少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中、基金の運用益が大きく減少しな

がらも、各社の努力で経営を維持してきたのが実態であります。ＪＲ貨物も厳しい経営状況が続いています。

そのような中、平成２３年度から、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の支援、平成２８年度からＪＲ北海道及び四国に対して財政的支援が追加で行われていますが、厳しい経営状況には変わりありません。

こうした中、平成２９年３月末に、ＪＲ北海道、四国及び貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎えます。地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再確認される中、完遂されていない完全民営化に向けて、税制特例措置の適用延長は必須であることから、支援措置の恒久化を図り、安定的な運営と地域交通ネットワーク等の維持、発展への筋道を明らかにすることが必要です。

よって、平成２９年度の税制改正において次の事項が実施されることを強く要望いたします。

一つ、ＪＲ北海道、四国及び貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置の継続及び恒久化を図ること。

二つ、ＪＲ北海道を初め旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するため、固定資産税に係る特例措置、いわゆる新車特例を継続すること。

三つ、自然災害の多頻度化、大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設、設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。

四つ、老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向け、支援スキームの拡充を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成２８年９月１４日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣です。

議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第１号ＪＲ北海道・ＪＲ四国・ＪＲ貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

《平成２８年９月１４日》

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第53 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第53 意見案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○12番（松田良一君） ー登壇ー

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、多面的機能の発揮が期待されており、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要があります。地方自治体においては、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、今後、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現させるための施策の充実、強化を図ることが必要です。

よって、国において次の措置を講ずることを強く要望します。

1、森林環境税（仮称）等を早期に創設し、森林整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め

《平成28年9月14日》

る意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第54 意見案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第54 意見案第3号無年金者対策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番(阿部君枝君) ー登壇ー

無年金者対策の推進を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものです。平成19年調査における無年金者数は最大118万人で、うち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されています。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしています。

諸外国の受給資格期間に目を向けた場合、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れます。

安倍総理は、本年6月、平成29年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明しましたが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されたところ değildir。

よって、財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、次の事項について取り組むことを強く要望します。

記。

一つ、無年金者対策は喫緊の課題であることから、受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

二つ、低年金者への福祉的な措置として、最大月額5,000円、年6万円を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上で早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

《平成28年9月14日》

平成28年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

説明は、以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号無年金者対策の推進を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第55 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第55 意見案第4号同一労働同一賃金の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） —登壇—

同一労働同一賃金の実現を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

多様な働き方を尊重し、一人一人の活躍の可能性を広げるためには、労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題です。この非正規雇用労働者の処遇について、時間当たりの賃金は、正社員の6割程度と大きく開いております。今後、生産年齢人口が減少していく我が国において、労働力の確保とともに労働生産性の向上は課題であり、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が重要となっています。

非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する正社員のモデルケースなどの普及も含め、同一労働、同一賃金の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施することが将来を左右すると言っても過言ではありません。

以上のことにより、雇用慣行や中小企業への支援にも留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、活躍の可能性を大きく広げるために、次の事項について取り組むことを要望します。

記。

《平成28年9月14日》

一つ、不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

二つ、非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。

三つ、経営の厳しい環境にある中小企業に対して、非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、説明を終わりたいと思います。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号同一労働同一賃金の実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第56 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第56 意見案第5号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

社会や経済の急速な変化、現場を抱える課題が複雑化、多様化する中、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態の調査からも教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。教員が次世代の学校を構築していく必要があることから、次の事項について強く要望します。

《平成28年9月14日》

記。

一つ、教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくチーム学校の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。

二つ、教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。

三つ、部活動は教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行うよう環境整備を進めること。

四つ、教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第57 常任委員会所管事務調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第57 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） —登壇—

平成27年第4回遠軽町議会定例会において承認を得ました総務・文教常任委員会所管

《平成28年9月14日》

事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

別紙をお開き願います。

総務・文教常任委員会の所管事務調査の項目については、第1項、条例に関する事項から第8項、その他に関する事項までの8項目となっておりますが、主な内容について簡潔に読み上げて報告といたします。

第1項の条例に関する事項といたしましては、3点ございますが、特に(3)、子どもの権利条例の制定については、国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長を支援するためには、その仕組みを条例化し、子どもの利益と権利の保障を確立することが重要であります。よって、遠軽町における地域としての特性をも考慮し、子どもの権利の保障、救済、さらには意見表明、参加の場の確保等、子どもの権利を守るため、本条例の制定を急ぐべきであります。

第2項の財産管理に関する事項といたしましては、3点ございますが、特に(1)、公共施設の適正管理について、公共施設等の適正管理に当たっては、公共施設等総合管理計画及び固定資産管理台帳等により検討を行うとともに、町民と議会に情報提供を行い、認識の共有に努めるべきであります。

次に(2)、未利用財産等の管理については、未利用施設等について、民間への売却、解体に努めているところでありますが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保安全管理に万全を期すべきであるとともに、旧遠軽小学校校舎施設については未利用施設等としないよう、早急にその利活用についての具体的検討をすべきであります。また、現行の未利用財産処分等の計画は早急に見直すべきであります。

第3項の行財政に関する事項といたしましては、2点ございますが、特に(1)の財政健全化については、財政運営について、現行の財政計画によって持続可能な自治体運営の確立を目指しつつ運営していくべきであります。

第4項の事務執行に関する事項といたしましては、5点ございますが、特に(2)の人材の育成については、高度多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められております。本町においても、実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れるとともに、職員を適材適所に配置し、町の未来を担える人材の育成に努めるべきであります。

次に、(4)の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う体制の整備については、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、その対応を行う体制について行政組織条例施行規則に明記するなどして進めるべきであります。本件につきましては、全国的にも急速な高齢化の進展と人口減が懸念されておりますが、本町においても同様な予測がされていることから、個別時な対応にとどまることなく、空家等対策の課題についてどのように乗り越えていくか、方向性を検討すべく、まずは組織、体制づくりについて検討していただきたいと思っております。

《平成28年9月14日》

次に、（５）の町の花、木、石、魚及び蝶の制定にかかわる周知については、町の花、木、石、魚及び蝶が制定されたことに伴い、広く町民に周知するとともに、町の各種事業との連携を深めていくべきであります。本件につきましては、新町発足時の協議事項として、これまで懸案事項でありましたが、多くの方々の御意見をいただきながら本年６月に制定されました。今後は各種事業との連携を図っていただくなどして、まちづくりに生かしていただきたいというふうに思います。

第６項の社会教育及び文化に関する事項につきましては、３点ございますが、特に（２）の図書館事業については、充実した図書サービスが受けられるよう、利用者のニーズや利便性に配慮した館（室）の運営に努めるとともに、関係職員の人事管理に配慮しつつ、開館時間及び開館日のあり方を抜本的に見直すべきであります。本件につきましては、本年７月、本委員会において、図書館運営のあり方についてオホーツク総合振興局管内の施設調査を実施しましたが、より利用しやすい、親しみやすい図書館を目指して、さらに検討いただきたいというふうに思います。

次に、（３）の（仮称）えんがる町民センター等の建替えについては、長年の懸案事項であると同時に、生涯学習の拠点施設となり得ることから、広く町民の合意形成に努めるべきであります。また、休止状態となっている麦酒館「ふぁーらいと」の利活用についても、一体として検討すべきであります。

第８項のその他に関する事項につきましては、３点ございますが、特に（２）の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続については、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分に配慮し、第２５普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきであります。

次に、（３）の公共交通体系の総合的検討については、公共交通体系の崩壊が懸念されていることから、早い段階において年次計画等を策定して将来に備えていくべきであります。本件につきましては、本定例会におきまして遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例が制定されました。また、ＪＲ北海道の経営、路線見直しが検討されていることもあり、今後も町内における公共交通体系の見直しと検討は喫緊の課題となることが予想されることから、将来に備えた検討を始めていただきたいとします。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

○民生常任委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

平成２７年第４回遠軽町議会定例会において承認を得ました民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第７７条の規定により御報告いたします。

別紙をお開きください。

民生常任委員会の所管事務調査の項目につきましては、第１項、社会福祉に関する事項

から第5項の町税等に関する事項となっておりますが、主な内容について簡潔に読み上げて御報告いたします。

まず1項、社会福祉に関する事項といたしましては、(1)から(5)の5点にわたり御報告させていただいております。特に(2)の高齢者福祉について、孤立化による孤独死など、地域社会を挙げて取り組む課題であり、地域住民が行う見守りなど、支援活動の充実を図るため、自治体が主体となって有効な対策を講じるべきである。また、空き店舗等を活用した高齢者の交流の場の促進に努めるべきであると御報告いたします。

2項の保健衛生に関する事項といたしましては、(1)から(2)の2点について御報告いたします。

そのうち、特に(2)の地域医療体制については、医師不足による医療崩壊の兆しが深刻化しつつあり、安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実と維持、確保が最も重要である。また、専門医の不在による住民の不安を解消するためにも、早急に関係機関等と連携し、地域医療の将来を見据えたあり方を検討するとともに、具体的に医師確保のための財政支援や専門職員の配置等について検討を行うべきであると御報告いたします。

3項につきましては、1点について御報告いたしますので御一読いただきたいと思いません。

4項、住民生活に関する事項、(1)から(2)の2点について御報告いたします。

(1)の交通安全対策の推進についてといたしまして、交通事故防止に向け、全ての住民が安全・安心に歩行できる歩道の整備を、関係機関と連携し実施すべきと御報告いたします。

5項、町税等に関する事項、(1)町税等の収入未済額については、今後においても、善良な納税者との公平性の確保、また、まちの貴重な自主財源の確保、町行政の運営、住民サービスの対策提供のためにも、滞納額の徴収対策を講じ、収納率の向上を図るべきであると御報告いたします。

以上、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長(前田篤秀君) 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

松田経済常任委員長。

○経済常任委員長(松田良一君) ー登壇ー

平成27年第4回遠軽町議会定例会において承認を得ました経済常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了いたしましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙をお開きください。

経済常任委員会の所管事務調査の事項は、1、農業及び林業に関する事項から、9、水道事業に関する事項までです。

1、農業及び林業に関する事項について報告いたします。5項について報告しております

《平成28年9月14日》

す。

農畜産業の振興につきましては、農畜産業の振興と安定経営のため、新規就農者、担い手の育成確保等に取り組むことともに、さらなる農業振興策を推進すべきであります。

林業・林産業について。良質な水環境の保全など多面的機能を持つ森林を向上させるために、間伐材の有効利用、民有林の整備を図り、林業生産の振興に努めるべきである。

2、商工業及び観光産業に関する事項。

商工業の振興について。商工会議所、商工会及び関係団体と連携・協議を図り、起業推進対策、商工業の振興策等を検討すべきである。

観光産業の振興について。北海道新幹線の開通、アジア圏からの観光客の増加など、北海道観光の環境は大きく変化しつつあることから、地域の特徴ある観光資源や自然を生かしたイベントの充実に努めるとともに、関係団体と連携を図り、さらなる観光客誘致促進と経済波及効果に結びつく施策を早急に推進すべきである。

3、消費及び労政に関する事項。3項目報告しております。

消費者被害防止対策につきましては、消費者被害に遭うことのないよう、安心した消費活動ができるための相談窓口業務等、保護、防止対策の充実に努めるべきである。

4、道路及び河川に関する事項。3項目報告しております。

町道につきましては、円滑な交通アクセスを確保するため、重要度、緊急度を考慮した計画的な道路整備を推進すべきである。市街地域における生活道路（私道）の整備は、関係者等の理解、合意を得て、町道の認定を推進すべきであります。

河川については、流域森林の保水力の低下や土砂堆積により川底が浅くなっており、地域によっては増水時の被害発生や危険性が高まることから、関係機関と連携を図り整備を進めるべきである。

5、公営住宅及び建築に関する事項。

住宅建設については、平成28年度に見直しを予定している遠軽町町営住宅長寿命化計画については、住宅建設コストを含め、民間住宅や空家対策等を総合的に視野に入れながら、各地域の課題を考慮し推進すべきである。

公共施設の修繕等につきましては、公共施設の修繕、改修に当たっては、当該施設の今後の利用状況を勘案しながら執行すべきである。また、用途を廃した公共施設については、計画的に解体を行うべきである。

6、車両管理に関する事項。2項目ありますが、一読お願いします。

7、都市計画に関する事項。

都市計画マスタープランの推進については、効率的な土地利用を図るため、関係機関と連携を図り、総合的、計画的なまちづくりに努めるべきである。

8、公共下水道事業に関する事項。2項目報告しています。

下水道処理区域内での効率性を高めるため、下水事業の普及促進を推進すべきである。また、未整備地区については計画的な整備に取り組むべきである。

《平成28年9月14日》

9、水道事業に関する事項。2項目報告しております。

水道管の更新について。老朽した水道管の更新は、長期的な見直しをもとに計画的に実施すべきである。

以上、経済常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第58 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第58 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成28年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

午後 4時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀
署 名 議 員 今 村 貞 毅
署 名 議 員 秋 元 直 樹